

徳島市わな猟免許取得補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥獣による被害対策として、有害鳥獣を捕獲するために必要なわな猟免許の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するにあたり、徳島市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 徳島市内に住所を有する者
- (2) 新たにわな猟免許を取得する者
- (3) 免許取得後は、徳島地区猟友会に入会し、免許取得年度（狩猟期間中に実施される狩猟免許試験により免許取得した者で、当該年度の狩猟者登録を行わない場合にあつては、取得年度の翌年度。）から3年間、狩猟者登録を行い徳島市内での有害鳥獣の捕獲に従事できる者

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、一般社団法人徳島県猟友会が実施する初心者講習会の講習費用及び徳島県が実施する狩猟免許試験の受験手数料とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、徳島市わな猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) わな猟狩猟免状の写し
 - (2) 前条に定める経費の支払いを証する領収書の写し
 - (3) 狩猟者登録証の写し。ただし、狩猟期間中に実施される狩猟免許試験により免許取得した場合で当該年度の狩猟者登録を行わないときを除く。
 - (4) 有害鳥獣の捕獲に従事する旨の誓約書（様式第3号）
- 2 申請者は、免許を取得した年度の属する3月末日までに申請を行わなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、徳島市わな猟免許取得補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定に条件を付すときは、交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 補助金の請求は、市長の定める請求書に徳島市わな猟免許取得補助金交付決定通知書(様式第2号)の写しを添えて市長に提出するものとし、補助金の交付は、請求書の受理後に行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反したとき。

附 則 この要綱は平成25年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成30年6月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成31年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は令和2年6月1日から適用する。